入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年8月26日

支出負担行為担当官

関東地方整備局副局長　吉永　清人

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14

○第22号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　鹿島港外港地区外港航路復旧工事（その４）（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　茨城県鹿島港内、茨城港常陸那珂港区及び鹿島灘

⑷　工事内容　本工事は、鹿島港外港地区外港航路の潜水探査工、仮設工、浚渫工、土捨工及び現地調査を施工するものである。

⑸　工期　契約締結日から平成24年12月20日まで

⑹　本工事は、入札時に「企業の技術力（施工計画等）」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑺　本工事は、申請書及び資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

また、紙入札方式の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。

⑻　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

⑼　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減じる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。

⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局（港湾空港関係）が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。（詳細は、入札説明書による。）

⑾　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札価格調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリング等を実施し、乖離理由を検討したうえで、場合によっては工事成績評定を減じる試行対象工事である。

⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、又は単体有資格業者もしくは経常建設共同企業体であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、関東地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。（⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、客観点数が950点以上の者であること。）

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、関東地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、750点以上の者であること。（⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、客観点数が750点以上の者であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。

㋐　国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において、グラブ浚渫船により、工事計画水深－15m以深の航路又は泊地を浚渫した工事

※国際戦略港湾、国際拠点港湾とは、改正前港湾法の特定重要港湾のこと

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付国港技第105号の２）第４条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

㋐　国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において、航路又は泊地を浚渫した工事

※国際戦略港湾、国際拠点港湾とは、改正前港湾法の特定重要港湾のこと

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、本工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による。）

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20%以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）また、経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が下記の施工経験を有していればよい。

㋐　国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において、グラブ浚渫船により、工事計画水深－15m以深の航路又は泊地を浚渫した工事

※国際戦略港湾、国際拠点港湾とは、改正前港湾法の特定重要港湾のこと

なお、当該施工経験が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。